

公益財団法人白浜医療福祉財団

訪問看護ステーションたんぼぼ運営規程

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護)

(事業の目的)

第1条 公益財団法人白浜医療福祉財団(以下「法人」という。)が開設する指定訪問看護ステーションたんぼぼ(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 公益財団法人白浜医療福祉財団訪問看護ステーションたんぼぼ
- ② 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町1447

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 : 看護師 1名(常勤兼務)

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護等の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護師等 : 看護師 2.5名以上(常勤兼務 常勤 非常勤含む)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は必要に応じて雇用し配置する。

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(3) 事務職員 : 1名(常勤職員)

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 月曜日から土曜日8時30分から17時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理

⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用者負担の割合の額とする。

2 死後の処置料は、10,000円とする。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、白浜町、旧田辺市、旧中辺路町、旧大塔村、上富田町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 ステーションはサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第12条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 ステーションが得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(人権擁護)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、人権推進員を置くとともに、従業員に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所の従業員や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並び

に緊急やむを得ない理由とその他必要な事項を記録するものとする。

(衛生管理)

第16条 事業所において、感染症の予防及びまん延の防止等のため、衛生管理推進員を配置する。

(感染症の予防に関する事項)

第17条 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に挙げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益財団法人白浜医療福祉財団とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2000年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する

附 則

この規程は、2005年5月1日から施行する

附 則

この規程は、2005年12月1日から施行する

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する

附 則
この規程は、2006年 6月1日から施行する

附 則
この規程は、2007年 4月1日から施行する

附 則
この規程は、2009年 4月1日から施行する

附 則
この規程は、2010年 4月1日から施行する

附 則
この規程は、2011年 4月1日から施行する

附 則
この規程は、2011年 7月1日から施行する

附 則
この規程は、2012年 4月1日から施行する

附 則
この規程は、2012年 6月1日から施行する

附 則
この規程は、2013年 6月1日から施行する

附 則
この規程は、2014年 3月10日から施行する

附 則
この規程は、2014年 4月14日から施行する

附 則
この規程は、2014年 5月6日から施行する

附 則
この規程は、2014年 7月1日から施行する

附 則
この規程は、2015年 6月1日から施行する

附 則
この規程は、2015年 8月1日から施行する

附 則
この規程は、2016年 6月1日から施行する

附 則
この規程は、2017年 6月1日から施行する

附 則
この規程は、2018年 2月1日から施行する

附 則
この規程は、2018年 6月1日から施行する

附 則
この規程は、2019年 6月1日から施行する

附 則
この規程は、2019年 7月1日から施行する

附 則
この規程は、2020年 2月1日から施行する

附 則
この規程は、2020年 6月1日から施行する

附 則
この規程は、2021年 6月1日から施行する

附 則
この規程は、2024年 4月1日から施行する